

新潟県公民館月報

昭和35年8月1日(毎月1回1日発行)
 発行所 新潟県公民館連絡協議会
 (新潟市青居町・越後自治会館内)
 (振替(新潟) 4094番)
 (電話(新潟)2,7951番)
 発行人 安沢純正
 (定価 一部六円)
 8月号(90号)

第11回公民館大会 終る



【開会式 安沢会長のあいさつ】



【閉会式 ほたるの光斉唱指揮者亀山社教主事】

基準に財政的裏づけを 実現への決議宣言を採択

「公民館設置運営基準」に示された目標を速やかに実現するにはどうしたらよいか。という主題のもと、第十一回新潟県公民館大会は、六月二十五日、二十六日の両日、小千谷市東小千谷中学校で約七百名の参加者を得て開催された。

大会はまず堀井とほはほじまり松原次長(教育長 館運動発達の地小千谷市で開催)副会長の開式の(代理)の「この大会は、新しい」られた本大会を意欲あらしめた

「このあいさつがあり、庵原常任理事の会務報告を承した。ついで丸山前会長(県議会のため欠席)理石井副会長、渡辺前社教課長(代理堀井社教主事)へ感謝状贈呈、優良館長職員への表彰状贈呈(別稿参照)祝辞の披露があり山崎副会長の開式のことばで午前二時を過ぎた。

決議

社会教育法の施行以来十余年、われわれ公民館関係者は制度の趣旨を体し、不十分な財政的措置と、不備な施設設備を克服して、その実効を挙げるべく日夜努力を続けてきた。しかるに公民館の運営活動たるや極めて広範多岐にして、施設設備、人的条件ともに充足をはからなければ、この使命達成は期しがたい。

本日ここに県大会を開催するにあたり、館長、主事、その他関係者各々その責任の重大さに対する認識を新たにす、名実ともに地域住民の公民館とするため、早急に如上の整備を完遂するため一体となって、下記事項の実現を期し、関係要路に対し強く運動を展開することを誓いあうものである。

1. 公民館の設置および運営に関する基準の制定を機に、関係機関は進んでこれが財政的裏づけを請じられたい。
2. 市町村は条例を整備して、公民館にかかわらず専任職員を設置し、身分保証を確立されたい。
3. 県教育委員会は公民館主事の資格規程を設け、必要な講習等にあたり適格者の認定を実施するとともに、地教委に対して社会教育行政機構の整備確立について積極的に働きかけられんことを熱望する。

以上決議する。
 昭和35年6月5日 第十一回新潟県公民館大会

宣言

社会教育法の一部改正によって「公民館の設置および運営に関する基準」が定められ、「地域住民の公民館」としての活動は新しい段階に直面してきた。

しかるに、これが完全実施については幾多の隘路があり、特に財政的裏づけたるや、はなはだ不十分である。

ここに第十一回県大会を開催するにあたり、県中中央機関並びに県市町村当局の深き理解を要望し、県民とともに声を大にしてこれが急速なる実施促進を期待する。以上宣言する。

昭和35年6月26日
 第十一回 新潟県公民館大会

目次

昭和三十四年度決算	P 2
主事会総会終る	P 3
昭和三十五年優良館長職員紹介	" "
第十一回公民館大会分科会記録	P 4・5
" " パネル・デスカッション記録	P 6
今後の社会教育「その五」	P 7

午後からのパネル・デスカッション載したとおりである。
 ヨン、分科会等の記録は別稿に載す。第二日は、分科会の報告、大会決議、宣言の採択、都立大学教授三井英友先生の記念講演があり、無事大会を終了した。

8月の出来事

一九四五年八月六日、広島に世界最初の原子爆弾が投下され、二五万人が一瞬に殺された。

× ×

ちをかえせ
 はをかえせ
 としりをかえせ
 こどもをかえせ
 わたしをかえせ
 わたしにつながる
 にんげんをかえせ
 にんげんのか
 のあるかきり
 くすれぬいわを
 へいをかえせ
 (特三古「原爆詩集」より)

昭和34年度決算

第二回評議員会

三十四年度決算
主事会規則一部改正を承認

本年第二回評議員会は、公民館大会第一日の午後四時三十分より、大会会場の一角に、会長以下二十三名の出席を得て開催された内容のあらましは次のとおり。

① 主事会規則一部改正承認の件(第五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

② 主事会規則一部改正承認の件(第五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

付議事項

① 昭和三十四年度決算承認議定書の件(審判官代理理事の説明、及び第九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

収入の部		当初予算	追加更正	現額	収入済額	収入未済額
1	分担金	476,000		476,000	457,756	18,244
1	分担金	476,000		476,000	457,756	18,244
	1-一般分担金	246,000		246,000	225,600	20,400
	2特別分担金	230,000		230,000	232,156	○2,156
2	県補助金	500,000	△100,000	400,000	400,000	0
1	県補助金	500,000	△100,000	400,000	400,000	0
	1県補助金	500,000	△100,000	400,000	400,000	0
3	繰越金	30,000	70,095	100,095	100,095	0
1	繰越金	30,000	70,095	100,095	100,095	0
	1繰越金	30,000	70,095	100,095	100,095	0
4	雑収入	162,000		162,000	140,714	21,286
1	雑収入	162,000		162,000	140,714	21,286
	1過年度収入	120,000		120,000	111,791	8,209
	2資料販売料	20,000		20,000	2,480	17,520
	3換付金	20,000		20,000	25,050	○5,050
	4雑収入	2,000		2,000	1,393	807
才入合計		1,188,000	△100,000 70,095	1,138,095	1,098,565	39,530

支出の部		当初予算	追加更正	現額	予算現額	支出済額	残額
1	事務費	258,000			258,000	250,819	7,181
1	手当	95,000			95,000	92,350	2,650
	1手当	95,000			95,000	92,350	2,650
2	旅費	40,000			40,000	38,848	154
	1旅費	40,000			40,000	39,848	154
3	需要費	123,000			123,000	118,823	4,377
	1備品費	20,000			20,000	19,124	876
	2消耗品費	40,000			40,000	37,392	2,608
	3通信運搬費	60,000			60,000	58,882	18
	4雑費	3,000			3,000	2,125	875
2	事業費	855,000	△25,000 10,000		840,000	693,361	148,639
1	大会費	60,000			60,000	58,745	255
	1大会費	60,000			60,000	59,745	255
2	会議費	75,000	10,000		87,970	82,798	5,172
	1評議員会費	15,000	2,000	2,870	19,970	19,970	0
	2役員会費	30,000	3,000		38,000	33,643	2,357
	3幹事会費	30,000			30,000	27,185	2,815
3	研修会費	150,000	△10,000		140,000	135,626	4,374
	1講習会費	50,000			50,000	46,808	3,394
	2研究費	100,000	△10,000		90,000	89,020	980
4	月報発行費	384,000	△10,000	△2,870	371,030	281,029	90,001
	1報償費	20,000		△2,990	22,990	22,990	0
	2取材料費	100,000	△10,000	△2,970	84,040	47,379	36,661
	3印刷費	250,000		△2,890	250,000	199,900	50,100
	4編集会費	14,000			14,000	10,760	3,240
5	連絡費	55,000	△5,000		50,000	49,248	752
	1全国大会費	20,000			20,000	19,478	522
	2中央会議費	30,000			30,000	29,770	230
	3その他連絡費	5,000	△5,000		0	0	0
6	振興費	131,000			131,000	84,915	46,085
	1県内振興費	50,000			50,000	36,000	14,000
	2資料費	76,000			76,000	48,915	27,085
	3その他振興費	5,000			5,000	0	5,000
3	負担金	33,000	△3,000		30,000	29,500	500
1	負担金	33,000	△3,000		30,000	29,500	500
	1負担金	33,000	△3,000		30,000	29,500	500
4	予備費	22,000	△11,905		10,095	0	10,095
1	予備費	22,000	△11,905		10,095	0	10,095
	1予備費	22,000	△11,905		10,095	0	10,095
才出合計		1,168,000	△39,905 10,000		1,138,095	973,680	114,415

収入済額(1,098,565) - 支出済額(973,680) = 124,885

① 在定例総会() 臨時会()
 ② 臨時総会()
 ③ 評議員会()
 ④ 評議員会()
 ⑤ 評議員会()
 ⑥ 評議員会()
 ⑦ 評議員会()
 ⑧ 評議員会()
 ⑨ 評議員会()
 ⑩ 評議員会()
 ⑪ 評議員会()
 ⑫ 評議員会()
 ⑬ 評議員会()
 ⑭ 評議員会()
 ⑮ 評議員会()
 ⑯ 評議員会()
 ⑰ 評議員会()
 ⑱ 評議員会()
 ⑲ 評議員会()
 ⑳ 評議員会()
 ㉑ 評議員会()
 ㉒ 評議員会()
 ㉓ 評議員会()
 ㉔ 評議員会()
 ㉕ 評議員会()
 ㉖ 評議員会()
 ㉗ 評議員会()
 ㉘ 評議員会()
 ㉙ 評議員会()
 ㉚ 評議員会()
 ㉛ 評議員会()
 ㉜ 評議員会()
 ㉝ 評議員会()
 ㉞ 評議員会()
 ㉟ 評議員会()
 ㊱ 評議員会()
 ㊲ 評議員会()
 ㊳ 評議員会()
 ㊴ 評議員会()
 ㊵ 評議員会()
 ㊶ 評議員会()
 ㊷ 評議員会()
 ㊸ 評議員会()
 ㊹ 評議員会()
 ㊺ 評議員会()
 ㊻ 評議員会()
 ㊼ 評議員会()
 ㊽ 評議員会()
 ㊾ 評議員会()
 ㊿ 評議員会()

公民館の基本的性格の再確認へ

県公連と一体となって推進

主事会総会終る

公民館主事の組織 週報青水橋管幹事の役員紹介と不満の言が述べられたが、これらは公民館活動を自己批判をもちたいというところがあり、議長に柏崎市丸田主事とは別隊者の長い間を推して議事に入り主事会規則を運営するがよくなるものなにかそのためには公民館の基の懸案であったが、の審議及び本年度の活動目標が、今後の努力にまつというところ公民館主事の身分の確立や第11回県公民館大協賛された。

規則については公民館主事会から大会日程の一端の性格が討論の中心となり「規活動目標として梅山主任幹事として主事会総会が、則は総会の議を経たものを県公より提案理由の説明があり、主は県公連と一体となつて公民館の進展のために活動しなければならぬ」と活動目標も承認された。最後に増井社教主事の感想

「公民館の基本的性格の再確認」の進展のために活動しなければならぬ」と活動目標も承認された。最後に増井社教主事の感想

昭和三十五年 優良館長職員表彰者紹介

本年度の県公連表彰者の選考については、各郡市公連推せんによる公民館五、元役職員、館長、職員九十余名のなかから、表彰基準にもとつき第二回理事会において選考決定をいたしました。大会当日それぞれに表彰状および記念品が贈られた。また丸山前会長および波辺前議長へは感謝状と記念品目録が贈られた。



【表彰状を受け
る館長代表
井上教門氏(右)】

館長の部		職員	
(順序不同)		(順序不同)	
氏名	所属名	氏名	所属名
井上 教門	赤塚村公	丸山 直一郎	丸山直一郎館長
横山 三枝	岩船朝日村公	渡辺 芳雄	渡辺芳雄殿
岩尾 正義	長岡上日村公	安沢 純	安沢純
沼海 文雄	高田諏訪公	窪田 彦行	窪田彦行
保坂 孝成	高土公	平沢 博	平沢博
佐藤 清栄	中頭大町公	田原 誠一	田原誠一
杉野 悦道	南原六日町大津公	田原 誠一	田原誠一
藤田 清三	北浦豊栄町木崎公主事	相沢 和子	相沢和子
木岡 尚秀	紫雲寺町公主事	神吉 公三	神吉公三
片野 徳蔵	黒川村公主事	大野 公三	大野公三
斎藤 実	中浦富田公書記	新井 公三	新井公三
梁取 富巳	村松町公主事	河崎 公三	河崎公三
奈村 栄助	西蒲黒崎村公書記	浅井 安臣	浅井安臣
太田 林一	吉田町公書記	河崎 公三	河崎公三

感謝状

丸山直一郎 殿
あなたは昭和二十六年本会会長に就任以来本会播磨期の八年間、その豊かな指導性で優れた政治的手腕とによって本県公民館活動の発展に尽され、中央にあつては全公連副会長として活躍され、社会教育法の改正に貢献されたなど、顕著な功績を残されました。第11回新潟県公民館大会にあたり記念品を贈り、深甚の敬意と感謝の意を表します。

渡辺芳雄 殿
あなたは新潟県社会教育課長に在任中、社会教育法改正前後の過渡期における公民館の育成指導につくされ、多大の功績を残されました。第11回新潟県公民館大会に当り記念品を贈り、深甚の敬意を表します。

昭和三十五年六月二十五日
県公連会長 安沢 純 正

大人の消夏法とは

一肌泡の出る
青少年犯罪一

この夏季犯罪の数は、過去に比べて倍増している。これは、青少年の犯罪が増えているからである。その原因は、社会的な不安や経済的な困窮などがある。青少年は、社会的な規範を学んでいないため、犯罪に手を染める。また、経済的な困窮は、青少年に犯罪の機会を提供している。青少年犯罪の増加は、社会にとって大きな問題である。青少年犯罪の減少には、社会的な支援と教育が必要である。青少年は、健全な成長を遂げるべきである。青少年犯罪の減少には、社会的な支援と教育が必要である。青少年は、健全な成長を遂げるべきである。

大人の消夏法とは、一肌泡の出る。これは、青少年犯罪の増加を示している。青少年犯罪の増加は、社会にとって大きな問題である。青少年犯罪の減少には、社会的な支援と教育が必要である。青少年は、健全な成長を遂げるべきである。青少年犯罪の減少には、社会的な支援と教育が必要である。青少年は、健全な成長を遂げるべきである。

公民館大会から

第一分科会 A組

公民館の対象区域はどの程度の範囲がよいか

司会 佐藤 忠治(大野)
 助言 大久保圭吾(中越)
 書記 目黒 宗夫(小山)
 〃 〃 庭野 昭一(十日町)

一、参加者都市、平場、山間の三つの立地条件に分類し、それぞれの環境にたつて実情、問題と地について発表があった。正なる発言は次のとおりである。

(1) 本館を役場庁舎内等におき学校、支所を分館として活動しているが、分館活動を活発に行なうたためには財政的に困難がある。

(2) 町村合併等の政治的なトナブル等が独立公民館の設置、または活動を阻害している面がある。

(3) 議会、住民の公民館に対する認識、もの上りが少なく、既設の分館さえ統合し、対象区域を広げてしまつたような逆行の例もある。

二、前記の三つの立地条件に立つて、しかも政治的な諸問題をまひはなし、実際どの程度の区域が、適当かを討議した。集約した意見は次の二つである。

(各立地条件共通)

(1) 学区単位は学校規模等が一律でないため学校統合の問題もあり、行政区単位に、公民館でよい。ただし地域の特長性は分館活動で考慮すべきである。

第一分科会 B組

司会 保坂 國夫(山内)
 助言 遠山 圭幸(下越)
 書記 佐藤 正雄(入込瀬)
 〃 〃 清水 元彦(長岡)

一、住民の生活行動範囲を単位として、本館を設置するところが適当と思う。例えば中学校区域単位。あるいは旧市町村単位で設置することとし、部署の活動は分館を通じて発展させることが肝要である。

二、公民館があまり郵送住民感情を、因習にとらわれ過ぎ、本館を細分化することによって、かえって行政管内の人間関係を悪く化させることとなるので、ある程度の範囲を包含して本館を設

けることが適切と思う。

三、結論

市町村の実状を勘案し、少なくとも、中学校単位程度に本館を設置することがよいと思ふ。

第二分科会 A組

「中央(連絡)公民館と他の公民館の関係はどうあつたらよいか」

司会 水橋 忠司(長岡)
 助言 龜山圭幸(下越)
 書記 藤田 ヒサ(夢谷)
 〃 〃 大津 清治(十日町)

一、中央公民館と他の公民館の職因関係について、最近町村合併のため、旧町村職員が本所に引き上げられている。公民館職員をそれに準じて本館に引き上げ

ける結果となっている。この職員の本館引上げは地区公民館活動上非常に不利である。まず、職員は、分館に分館長を置き、少なくとも職員(専任)を各位置を配属して、さらにきつれば小使の一名位を置くことが望ましい。そして、中央公民館と各分館の連絡を密にすること

また、公民館職員を各地区に配属するとは、その地域にふさわしい活動の展開と地域の自主性を生かすことになる。

二、中央公民館と他の公民館の教材関係について、地域によって異なるが、教材(脱字機等)は中央公民館に結集しているがこれも職員配置問題同様各分館毎に配置すべきだ。教材については、予算に關係するので各分館に充分な教材配置はどの市町村もなされてはいないだろうが、年次計画等によって逐次整備してゆくと、本館だけに教材をためるとは、各分館の使用に對する、じん運性を欠くことになる。

三、中央公民館と分館の予算が一体化しているのが多いようだが、

第二分科会 B組

「中央(連絡)公民館と他の公民館の関係はどうあつたらよいか」

司会 高橋 竹二(山雲崎)
 助言 北原圭吾(中越)
 書記 中村 亮一(稲之内)
 〃 〃 渡辺 達治(長岡)

三、中央公民館と分館の予算が一体化しているのが多いようだが、

四、中央公民館と他の公民館の運営審議会関係について法の改正に基づくと、中央公民館の運営審議会委員と分館の運営審議会委員を兼ねることができるようになった。経費面における最も有利なことである。各分館と中央館の事業の連がりが、もてる利点を併せて、この法改正は至極有利である。役員(委員)選出については地域的なことも考慮して話し合ひして各団体が選出することがぞましい。これが、合併による地域感を高めたい大きな役割をなすのである。

また、公民館職員を各地区に配属するとは、その地域にふさわしい活動の展開と地域の自主性を生かすことになる。

二、中央公民館と他の公民館の教材関係について、地域によって異なるが、教材(脱字機等)は中央公民館に結集しているがこれも職員配置問題同様各分館毎に配置すべきだ。教材については、予算に關係するので各分館に充分な教材配置はどの市町村もなされてはいないだろうが、年次計画等によって逐次整備してゆくと、本館だけに教材をためるとは、各分館の使用に對する、じん運性を欠くことになる。

三、中央公民館と分館の予算が一体化しているのが多いようだが、

三、中央公民館と分館の予算が一体化しているのが多いようだが、

四、中央公民館と他の公民館の運営審議会関係について法の改正に基づくと、中央公民館の運営審議会委員と分館の運営審議会委員を兼ねることができるようになった。経費面における最も有利なことである。各分館と中央館の事業の連がりが、もてる利点を併せて、この法改正は至極有利である。役員(委員)選出については地域的なことも考慮して話し合ひして各団体が選出することがぞましい。これが、合併による地域感を高めたい大きな役割をなすのである。

また、公民館職員を各地区に配属するとは、その地域にふさわしい活動の展開と地域の自主性を生かすことになる。

二、中央公民館と他の公民館の教材関係について、地域によって異なるが、教材(脱字機等)は中央公民館に結集しているがこれも職員配置問題同様各分館毎に配置すべきだ。教材については、予算に關係するので各分館に充分な教材配置はどの市町村もなされてはいないだろうが、年次計画等によって逐次整備してゆくと、本館だけに教材をためるとは、各分館の使用に對する、じん運性を欠くことになる。

三、中央公民館と分館の予算が一体化しているのが多いようだが、

基準の目標に近づく努力

館があるが、やがては合併という話もあるが地域の状態も異なるので、わかれてそれぞれの活動をして週一回集まって会議を開いて連絡をとっている。運営委員会も二つある。

。栃尾では出動してすぐ連絡したりしていろいろ、連絡がわるいと思われたい。

住民の声の取り入れ等、住民の不満はないが、

。今の所は聞いていない。職員が部署の担当をしているというが、その旅費手当等はどうか。職員の間、冬期の連絡は、冬は泊り込んだりして、予備関係で何んだかんだいわれている。運営委員会まで並列にして公民館活動をやってきて、中央にまとめたい活動が平均されてきて、今までは進んでいた所は不満が多くなつた。

広い地域から運営委員会委員を選出すると、限られた人数であるので、住民の声を取り入れられぬのではなからうかという点がある。

第三分科会 A組

―農村における
望ましい公民館の施設―

- 司 会 高橋貞伊知 (鹿田)
- 助言 佐藤(貞) 主事(下越) 書記 野沢 寛(公平)
- 青木 孝吉(広畑)
- 1、本館について
- (1) 独立館建設(設置基準による)
 - (2) 職員は機能的な人員充実、職員の適格者、専任職員の配置
 - (3) 娯楽施設、レクリエーション施設、運動場。
 - (4) 大集会場二室、小室多数、
- 2、分館について
- (1) 部落等の間かがあるため、部落単位の分館設置。
 - (2) ミシン、料理施設等家庭用実習器材の充実。
 - (3) 現段階ではテレビの設置が必要。

。集合に無理があるのではないかという点、地域の所を取り入れられないのではないかという部落感情等から来つて、全市同じ事業をやるといふことではないし、また公民館活動が特定な人に利用されるようなことがあるとしたら、これは考える必要がある。

。栃尾では本館が団体等にしておとめ本館予算に繰り入れた事業費としている。

。青海町では事業費によつて分館に配分している。

市町村全体でやる事業については

第三分科会 B組

- 司 会 山本 謙(真野)
- 助言 藤原 主事(中越) 書記 羽鳥 省吾(長岡)
- 滝沢菊三郎(津南)
- 1、公民館の根本理念は住民(地域)へのサービスである。それゆゑ基準はあくまで基準であつて、主体は地域住民であるから事情にそくして行なうべきだ。
- 2、農村における公民館活動は産業を離れて考えられないので、農業センター等の利用する中で活動することが望しいが、現在これらの施設は国庫補助の対象

。それは住民の望んでいるものというところになると思う。講師を巡回式にした講演会、社会教育の講演、視察見学会本館の講演、視察見活動など思う。

公民館相互の連絡をとる方法。一月一回の合同会議をよいと思つた。

。社会教育委員との話し合い、議員等の話し合い等をやつて、

。運営委員会ともう一つ部会(郷とか谷とか小さな地域の会議を持つ組織が必要である。

第三分科会 C組

- 司 会 飯沢 一郎(栃尾)
- 助言 佐藤(徳) 主事(中越) 書記 羽鳥 友二
- 1、施設の問題について
- (1) 本館よりも部落分館を設置する。
 - (2) 生産活動を行なうために実験室等も必要だ。
 - (3) 季節保育所に利用できる施設
- 2、設備の問題について
- (1) 本館より必要なら、図書資料室三〇坪、その他五〇坪、合計一五〇坪位は必要。
 - (1) 機動力が特に必要、その例スクーター、堅三輪車。
 - (2) 実験実習室に必要な教材器必要とする。

の打開策を講じられたい。3、技術職員について

施設はもちろん必要であるが、その前に生産につながる技術職員が必要と思う。

好評を得ている『公民館の手引』(一部十円)は再版ができています。柏崎市北鯨石では、これを全戸に一部ずつ配布するとう方法で、公民館の理解に役立てています。また『社会教育法』(一部十円)は再版ができています。柏崎市北鯨石では、これを全戸に一部ずつ配布するとう方法で、公民館の理解に役立てています。また『社会教育法』(一部十円)は再版ができています。

第三分科会 D組

- 司 会 小暮 善英(北条)
- 助言 川主 主事(下越・佐渡)
- 1、公民館の運営の内容をいふか。
- (1) 文部省の設置基準
 - (2) 県による設置基準
 - (3) 公民館の運営の内容をいふか。
 - (4) 公民館そのものの設備をいふか。
 - (5) 公民館の運営の内容をいふか。
- 2、農村における公民館そのものの設備。

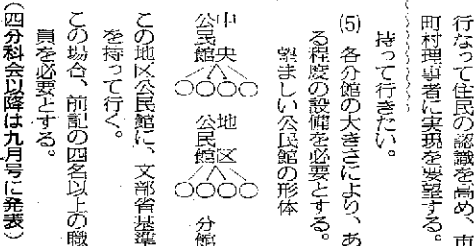
再版ができました

「公民館の手引」

「社会教育法全集」

好評を得ている『公民館の手引』(一部十円)は再版ができています。柏崎市北鯨石では、これを全戸に一部ずつ配布するとう方法で、公民館の理解に役立てています。また『社会教育法』(一部十円)は再版ができています。

- (1) 文部省基準はそれとして各市町村に適用するよう設備を必要とする。
- (2) 現在の公民館の設備はたいへん基準まできているが、これをいかにさせるだけの職員がいふか。
- (3) 旧町村の分館(支館)にも専任の職員が必要。
- (4) 公民館は村の茶の間として



職員の問題について

- (1) 専任職員の充実
- (2) 職員の資質向上をはかるために研修の機会を与えたい
- (3) 一校市町村職員と公民館職員の人事異動を行わないようにしたい
- (4) 将来は専任職員として他市町村との人事交流をして欲しい。

4、解決の方角について

社会教育、公民館運動の啓蒙を行なつて住民の認識を高め、市町村理事者に実現を要望する。

持って行きたい。

(5) 各分館の大きさにより、ある程度の設備を必要とする。

望ましい公民館の形体

パネル・デスカッション

「公民館設置運営基準」に示された目標を速みやかに実現するにはどうしたらよいか

- (講師)
佐藤 武 小千谷市長
桑原貞子 県社会教育委員
樋口弘雄 差町公民館長
杉野哲次 新井市公民館主事
(司会)
五十嵐秀太郎 中越出張所社 教主事

実状はこうだ
樋口 この基準は示して、すべての市公民館はなほたばくせんとして、館上の優先している。

ており、受けとめ方に苦労する。
杉野 「基準」にはなんらの制約もなくできるが実現に努力すればよいという非常な強いものだからに比べ、図書館の「設置基準」は単独

桑原 「基準」を読んでみて、現実とあまりにもかげはなれているので矛盾を感じた。公民館は地域の人たちにとってかけがえのない施設である。
佐藤 いいことが実行できないというところは、現状の市町村の財政が、国が考えているほど豊かではないところでもある。私には

それだけの地域の特色もあった。のべつに「〇〇坪」というのは、理解できない。図書館の場合も幼稚園の場合でも人口と面積を勘案しながら、しっかりと最低基準がある。職員の場合でも最底の定員を空としていない。公民館活動は人による職配置では、図書館が八人、公民館が四人となっているからしても割り切れないものがある。

桑原 地域の人の強力なバックアップが必要。熱意、努力だけではだめで、予算面から社会教育費のパーセンテージをみきあげなければならぬ。財源の要つげのある「基準」をつくってほしい。

八月予定

- △社会教育課関係
- △第二回社会教育委員会(県立図書館関係) 八月十二日
- △第八回県青年大会兼第九回全国青年大会県予選会(柏崎市) 八月二十六日、二十七日、二十八日、二十九日
- △新生活運動青年奉仕研修会(佐渡) 八月四日、十日
- △公民館職員実態調査第一回集計(原公連) 八月十五日
- △読力剣類登録審査会(予定) 小出町 八月九日
- () 十日町 十日
- () 十日町 十一日
- 新潟市小森百貨店 十六日

寄贈ありがとう

6月21日～7月27日

- 名立町(川市) ゆきわ(湯沢町) 真野館報くろが(津川町) 新生わ(黒川村) 入広瀬村(みささ) 水沢村(加茂市) 町のあゆみ(吉田町) 公民館報(おさわ) 塩沢町(中郷) 加茂市(中郷村) 佐渡時事新聞、立簿物館ニュース、栃屋新聞、民権報(佐和町) ともし(柏崎市) 西中通婦人学級(農業経営) 柏崎市中通連合会(うまち) 能生町(広報) 青年団 吾が家の日誌(柏崎市) かわし(山西町) 広報とち(西通) 新生活、公明選挙時報(栃屋) 米村公民館(米村) 長岡下山西(下山西) 日越公民館(日長岡市) 樋口公民館(樋口) 山道公民館(山道) 長岡市(長岡市) 太田公民館(太田) 寺町(寺町) きた(北条町) 佐和町公民館(佐和町) 館報(守門村) 館報(守門村) (佐和町) (佐和町) (佐和町)

実行できないところがある。利用上効果があるところがある。県下においては、西蒲中野小屋村十三、九四平方、赤塚、味方村十四余平方、中野大淵町十六余平方等があるのみである。また対象区域内の人口も町合併等で非常にまちまちである。「基準」に示された対象区域に最も近い密を有している町がある。

樋口 県で「基準」をつくり、職員の人材にたいしては補助を出すやり方はない。県や文部省は予算の組み方がたまたまである。大会議等を出して運動することだ。
杉野 国の「基準」では、ばくぜんとしているので県でしっかりしたものを作ってほしいことが先決である。さらに単独法にもって行く必要もある。

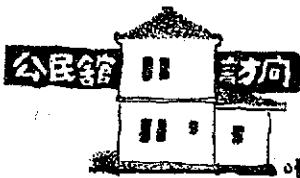
では今後どうしたらよいか
樋口 県で「基準」をつくり、職員の人材にたいしては補助を出すやり方はない。県や文部省は予算の組み方がたまたまである。大会議等を出して運動することだ。
杉野 国の「基準」では、ばくぜんとしているので県でしっかりしたものを作ってほしいことが先決である。さらに単独法にもって行く必要もある。

それだけの地域の特色もあった。のべつに「〇〇坪」というのは、理解できない。図書館の場合も幼稚園の場合でも人口と面積を勘案しながら、しっかりと最低基準がある。職員の場合でも最底の定員を空としていない。公民館活動は人による職配置では、図書館が八人、公民館が四人となっているからしても割り切れないものがある。

桑原 地域の人の強力なバックアップが必要。熱意、努力だけではだめで、予算面から社会教育費のパーセンテージをみきあげなければならぬ。財源の要つげのある「基準」をつくってほしい。

では今後どうしたらよいか
樋口 県で「基準」をつくり、職員の人材にたいしては補助を出すやり方はない。県や文部省は予算の組み方がたまたまである。大会議等を出して運動することだ。
杉野 国の「基準」では、ばくぜんとしているので県でしっかりしたものを作ってほしいことが先決である。さらに単独法にもって行く必要もある。

では今後どうしたらよいか
樋口 県で「基準」をつくり、職員の人材にたいしては補助を出すやり方はない。県や文部省は予算の組み方がたまたまである。大会議等を出して運動することだ。
杉野 国の「基準」では、ばくぜんとしているので県でしっかりしたものを作ってほしいことが先決である。さらに単独法にもって行く必要もある。



小千谷公民館の巻

「伸びゆく読書活動」
つゆ暗れの新鮮な青葉を眺め、夜努力している。現在読書会グループが三十三近くあり、それぞれ地域に即して指導している。また個人貸し出しの方も母視の列が続いている。毎日昼休みには平均五種を終った子供連れの婦人たちが気軽に図書を出して帰る。図書館については市議会でもて行く。この事務室は図書館その実績と価値を認め、予算を兼用しており、三方は九千冊要求よりも一万冊もブラスしたとこえる図書がよび整理されて利用者を待ち顔にならないう。またこの公民館は、昭和二十五年から公民館結婚を計画して、十五年度から公民館結婚を計画して、生活改善の歩を進めている。



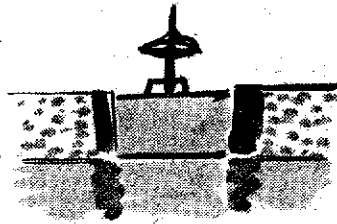
【小千谷公民館前】
茶をすすって、人の図書を借り、二階から下りてくる人たちが、(中越・桑原)

想

随

科学と人間性

M・N



願うほどの故に、第二次や手や足を動かしたり、腰を曲げ世界大戦は終末を告げた。ソ連がたりていた態度は通用しなげな四年前に打ち上げた人工衛星が世にわたるではないかと思われ。科学時代の呼び、やがては字かとしての科学時代に生活する由科学への足場を築いた格好だ。るのめにとつて最も危険であること、農業も水のない砂浜まで、ビニールとは科学に利用されるということ田ができるまでには、もはやある。あらゆる科学の発展は人



感謝の辞

離任に当つて

甲 田 敏 郎

楽しい生活でした。時は移り、譲長 ことは、幸得だったの二語に尽きさん方はずききにかわつてゆきるものです。深く各位の御援助と御指導を感謝いたします。御指導を感謝いたします。新任務の職務は、社会教育も含まれましたが、私は公民館一本論で、教育課施設指導係長(下越出版所所長補佐、前県社会

過信症

未開時代には人力で解せぬこととはみなおそれかして、この神の恵に上けた。無智な人間ともは単なる自然現象も神の恵みとして、や

社教漫言

その五

字宙時代の今でも未開の神通の親父さん方の会合で「あなた方を信する人たちがなめるものではないか。」「社会教育は酒を飲まなければ出来ぬが、オミキの手とか、言ひのいものだよ」とばかり、金台にけつという意味は人力以上の一種かかつては飲んで怪気楽を上の勢力というふうなものを意味して、それで社会教育が振興し、左手を飲むまねをしてみせた。

たうな気になっているのが、社教主事は酒買主事、公民館主事は公民館酒司などといつて、酒を飲むのが研修くらいに考へるに至つては未開の原人を飲むことと全面的に排撃するのでもない、禁酒党員でもない。酒も飲まず、たばこも吸わず、頭の髪もほさない(坊さんとは別)よすが、石部金吉氏(石部)のやる社会教育や、公民館活動は、どこか偏屈なところがある。効果があらがらない場合が多いにみうけられる(民生)

「改善改善」と近代的な「金」のかららない「形」のみ交えぬ必要はないだろう。地蔵様、観音様の祭りも長い伝統を経て、今日に至るその行事のなかに祖先の生活をあつたのであり、その歴史を継承しては、科学の活用によって、生活を合理的にせよ、科学が活用されることとなる。科学に活用されることとなる。科学が活用されることとなる。科学が活用されることとなる。

川柳 山田 凡 策

いちぢくの俄かに仰びて梅雨晴るる涼を呼ぶボスター 駅員水を手も給食費明言い出した子を叱り財右手に女はボケットをきり、背伸びする娘をたしなめる手紙かく夏まけをせぬ弁にんくと言わず



あとがき

公民館大会が終つたと思つたら、甲田先生が下越出版所所長補佐として転出され、後任として成人教育係の山藤社教主事が着任されるという、なにかしらわたしたきのぬぐいきれない昨今でした。十年という長い間、本県公民館活動の支柱ともいへる存在であつた甲田先生の功績も、とても舌筆にあのわしが、いものがあり、皆さんとともに心から感謝を申し上げます。

「公民館職員実務調査」は、職員の方々と待遇の改善をこの対策を確立するために、ぜひとも必要と必要資料となるものです。第一様式及び第二様式の集計一切が追っています。正確な記入をお願いいたします。正確な記入をお願いいたします。正確な記入をお願いいたします。県の集計結果は月報に発表する予定です。